

山梨県未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、再造林にかかるコストの低減とともに、森林が有する多様な公益的機能の維持・増進及び森林資源の循環利用を促進するため、林内に残されている未利用材を木質バイオマスとして活用する際の積込及び運搬に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未利用材 伐採、造材で生ずる端材、末木又は枝条であつて、再造林の支障となる林地残材（県内の森林に由来するものに限る。）
- (2) 再造林 伐採跡地に苗木を植付すること
- (3) 搬出 未利用材を伐採地から木質チップ製造施設が据付されている箇所まで運搬すること

(補助対象者)

第3条 この補助金交付の対象となる者は、県内に主たる事務所若しくは事業所又は住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 林業経営体（造林、保育、素材生産の林業生産活動を行っている経営体）
- (2) 林業経営体が組織する団体

(補助金の交付の対象経費及び補助単価)

第4条 補助の対象となる経費及び補助単価は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、本件補助金以外に国、県又は他の地方公共団体から補助を受けるものであるときは、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める必要な書類を添付して、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業申請者に通知するものとする。

（事業変更、中止又は廃止の承認）

第7条 補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、未利用材活用・再造林促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20%以内を減額させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」）は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、未利用材活用・再造林促進事業費補助金実績報告書（様式第4号）に別に定める必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合には、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う実地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、精算払とする。

（指導監督等）

第11条 知事は、必要に応じて遂行状況などを調査し、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、補助事業者に対して遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し実地検査を行うことができる。

4 補助事業者は、補助事業に関連する調査及び実地検査を県が実施する場合は、協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、規則第15条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるとき

(2) 第9条による補助金の額の確定通知がされた年度の翌々年度の6月30日(以下「完了期限」という。)までに再造林が完了したと認められないとき

(3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき

(5) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用する

などしていると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 知事は、前項において交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日から7日以内とする。

4 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

5 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、証拠書類とともに当該補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

2 山梨県未利用材活用促進事業費補助金補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県未利用材活用促進事業費補助金補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助単価
山梨県未利用材活用・再造林促進事業	要綱第2条において定める未利用材の積込及び運搬経費（給料、需用費及び役員費）	1,300 円/m ³

なお、補助の対象となる事業は、完了期限までに再造林が完了する事業とする。